

被災者支援ニュースレター （第7号）

復興庁 被災者支援班
平成二十七年五月二十九日

被災者健康・生活支援総合交付金 交付可能額を通知

5月26日、被災者健康・生活支援総合交付金について、第1回の交付可能額を決定し、通知しました。

この交付金は、見守りや子どもの支援など被災者支援の基幹的な事業について、現場のニーズに柔軟に対応しながら、一体的な支援を目的として、今年度新たに創設したものです。

今回の配分では、被災3県をはじめ、35自治体から申請のあった計66事業に約50億円を配分することとしております。

特に、見守りについては、この交付金を創設したこと

より、相談員の人員を大幅に削減することのないように予算配分をすることができました。

その結果、見守り等の人員について、復興支援員制度の活用や、先般、福島再生加速化交付金を活用して増員を図った福島県の相談員を合わせて、今年度、被災3県で1,200名程度へ拡充することとしており、これは、昨年3月末の800名程度から大幅な体制の拡充となつていきます。

見守り関連としては、他にも、自治会など地域コミュニティ組織による活動支援や、県外避難者への支援を行う

27年度 被災者支援コーディネート事業の公募を開始 ～26年度 全54案件をコーディネート～

昨年1月から前倒して実施した「被災者支援コーディネート事業」は、3か月間という短い期間ながら成果をあげることができ、平成27年度も実施することとし、5月29日より公募を開始しました。

昨年度は、全54案件のコーディネートを実施し、さらに潜在的なニーズも確認するなど、今年度の事業実施の効果が確認できました。具体的には、①支援体制の整備として、復興支援員の導入や、新たな支援体制の構築のための協議会設置の提案など、25案件に取り組みました。コーディネート

の潜在的なニーズは強く、今年度も更に事業効果が上が

業説明会の開催等により、企業・地域双方の意向・ニーズ確認を行うなどの調整に着手し、一部事例で最終的なマッチングに至るなど、11案件に取り組みました。今年度は、継続案件の具体的な調整を進め、潜在的ニーズも発掘していきます。

③「心の復興」事業のコーディネートについては、各地域に関連する取組を把握し、協力可能な団体との繋ぎ、申請に向けたサポートをするなど、18案件に取り組みました。今年度は、継続案件のフォローとともに、潜在ニーズの把握に努め、国の支援施策の活用を含め、効果的な取組への支援を考えています。

今年度は、体制も拡充して実施しますので、多くの現場の課題に添えていければと考えています。



団体等への助成等を行つてまいります。

また、子ども支援関連としては、仮設住宅等の子育て家庭への訪問支援や集会所等での遊びの支援をはじめ、子育て支援施設等への遊具の設置や子育てイベントの開催、親をこくした子ども等への相談援助、保育所等の給食の放射能検査や保育料の減免を行つてまいります。福島においては、

「心の復興」事業 第二次公募が終了

今月12日から27日にかけて、「心の復興」事業の第二次公募を行いました。先月の第一次公募に続いて、数多くの多種多様な応募をいただきました。

今後、採択に向けて具体的な審査を進めていきますが、地元食材を使った料理教室やみんなで考えるまちづくりのワークショップなどに被災者の生きがいづくりに



小・中学校等での自然体験活動や交流活動の支援など、多様な支援を行つてまいります。

この交付金は、各地域における復興のステージや現場の課題に対し、より効果的・効率的に対応する観点から創設されたまのものです。今後とも、こうした狙いが最大限活かされるよう、今後とも取り組んでまいります。



貢献いただけそうな内容が多く見受けられ、避難生活の長期化や被災者の分散化などといった厳しい状況の中にあつても、少しでも前向きに進んでいきたいとの地域ニーズの高まりを感じます。復興庁としても、こうした地域ニーズへの対応が、今後ますます重要になると考えており、少しでも後押ししていけるよう、取り組んでまいりますと考えています。

第一次で採択させていたいただいた22のプロジェクトについても、順次、準備が進められていきますので、間もなく、実際の取組が開始されます。22プロジェクト全体で、約7,500名（うち仮設住宅居住者約5,500名）の方々が参加される予定になつていきますので、多くの方々の参加が期待されます。

住民憩いの場「地域支え合いセンター」（葛尾村）

葛尾村では、避難先の三春町の仮設住宅で避難生活を送る村民のコミュニティ維持や孤立防止、健康状態の把握のために、「地域支え合いセンター」を整備し、村民への家庭訪問や村民が自由に利用できる交流スペースの提供等を実施しています。

具体的には、仮設住宅地内にある4箇所の集会所に委託職員（村民）を配置し、

- ①仮設住宅の全戸個別訪問による御用聞き・交流
- ②保健師による血圧測定や健康相談等の健康管理
- ③手芸や折り紙、体操などの教室開催
- ④社会福祉協議会が月1回開催している語り会やお茶会、笑ってみつ会などのサロンのサポート等を行っています。

これからの生活復興や村の復興に向けて、共に学び合い、むらづくりに参加することで、地域で支え合いながら、活動する場となっています。

現在、一日当たりで平均30名の村民が本センターを利用しており、日々笑顔が絶えない住民憩いの場として親しまれています。

【福島復興局主査 安藤尚貴】



料理教室の様子



演奏会の様子

本件に関する問合せ先：葛尾村 教育委員会
（電話）0247-6112000
（メール）maya_kanunori-10@vil.katsuragi.jp

トピックス

湿度の高い梅雨の時期を迎えるに当たって「カビ」にご注意ください

夏が近づき、だんだん気温が高くなってきました。6月には湿度が高い梅雨の時期が始まります。高温多湿の梅雨の時期に注意しなければならぬのが「カビ」の発生です。一般に、「カビ」や「ダニ」は、喘息の発症や再発・悪化、アレルギーの原因になることから、放置せず、しっかりと駆除することが重要です。

「カビ」対策の基本は、①カビの「除去」、②カビが生えた場所の「乾燥」、③カビが生えた場所の「消毒」、④消毒した場所の「乾燥」です。室内の換気はもちろん、洗濯物の部屋干しはなるべく避け（部屋干しの場合は極力エアコンや換気扇等を使用）、布団干し（屋内ではカゴやイスに掛け、扇風機などで風を当てたりすると効果的）、風呂の

ふた閉めの徹底、エアコンや扇風機、換気扇のこまめな使用などが効果的です。また、「ダニ」対策も、カビと同様に除湿・掃除が重要です。

喘息やアレルギー等の初期症状は咳、痰、倦怠感、息切れなど、風邪の症状と似ていますが、治療開始が遅れると症状が進行することもありますので、ご心配であれば早めに医師等に御相談ください。

雨天時のポイント

- ・洗濯物を部屋干し、エアコンや扇風機で乾燥させる。
- ・布団干しは、除湿機や除湿機、換気扇等を使用する。
- ・換気扇が壊れた場合は、扇風機や除湿機で換気する。

本件に関する問合せ先：厚生労働省健康局 がん対策・健康増進課地域保健室
（電話）03-5253-1111（代表）

宮城

住民自治による「コミュニティづくり」（東松島市）

東松島市では、市民が主体的にまちづくりに取り組み、地域単位でまちづくりの立案運営が可能となるよう「自助自立型のまちづくり」を目指し、「住民自治の協議会組織」を設立しています。今回は、防災集団移転や災害公営住宅の整備に伴い設立された「あおい地区まちづくり整備協議会」を紹介します。この協議会は、日本一暮らしやすいまちをスローガンに、日々精力的に活動しています。

あおい地区まちづくり整備協議会には八つの専門部会があり、



※一についてはすでに役割を終えた部会

土地利用計画、区画（宅地割当）決定方法及び街並みルールなど、すべてを住民が相談しながら決めていきます。

区画（宅地割当）決定方法にあたっては、親族や知り合いがあまり離れることのないように、ブロック単位での希望を取り区画を決定しています。このため、一人暮らしの高齢者を親族や知人世帯が近くで自然と見守りができるような環境も整っています。

また、街並みルールを作成するにあたっては、大崎市古川の住宅団地を参考に、道路境界線より1m後退させるセミパブリックゾーン（公私の中間領域）を設定しました。セミパブリックゾーンには、車庫の屋根・柱、



参考にした「稲波の郷」（大崎市古川）

また、街並みルールを作成するにあたっては、大崎市古川の住宅団地を参考に、道路境界線より1m後退させるセミパブリックゾーン（公私の中間領域）を設定しました。セミパブリックゾーンには、車庫の屋根・柱、

門扉・門柱・門塀等の構造物を配置することができず、代わりに生垣や低木、草花などの植栽を促し、街全体を緑で繋いでいく計画としています。

このように、安全で開かれたゆとりのあるまちづくりを目指すとともに、地区内のできる四つの公園と三つの集会所は、同じものを造るのではなく、使用用途や目的に合わせ、それぞれが異なる造りとなるよう設計しています。



協議会による「大交流会」開催



住民による「話し合い」

これらのこともすべて、住民の声を生かしながら決めて、住民同士が何度も何度も納得するまで話し合いを重ね、お互いのことを思いやりながら、自分達のまちづくりに対して積極的に取り組んだ結果となっています。

会長として、率先して住民をまとめ、強いリーダーシップを発揮されている小野竹一さんは、「自分たちの住むまち。役所まかせにせず、みんなでどんどん意見を出して話し合いを重ね、そうしてより良いまちを作っていく。また、孫の世代もその先の世代も、ずっとこのまちを好きになって住み続けて欲しい。そうなるようなまちづくりをこれからもしていきたい。」と話しています。



小野竹一会長

平成26年11月には、あおい一丁目地区の住民が自治会を設立しました。既に一部では災害公営住宅への入居が始まっており、あおい地区は今後も次々に移転が開始されていきます。



災害公営住宅 先行47世帯 2014年11月入居開始

【宮城復興局参事官 伊東博之】本件に関する問い合わせ先：東松島市移転対策部 生活再建支援課移転支援班
（電話）0225-821111（内1463）
（メール）hien@ctr.nigashimainashima.miyagi.jp